



佐賀県公報

平成17年
7月8日
(金曜日)
第12627号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 青少年に有害な図書等の指定 (三八六・こども課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (三八七・長寿社会課) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止 (三八八・障害福祉課) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (三八九・") 二
- 救急病院の認定 (三九〇・医務課) 二
- 都市計画事業変更の認可 (三九一・下水道課) 二
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 三
- 土地改良区役員の就任届 (農地整備課) 三
- 七山村営林の上地区土地改良事業施行同意 (") 四
- 佐賀県有財産の売払いに係る一般競争入札 (職員課) 四
- 雑 報
- 地方職員共済組合所有財産の売払いに係る一般競争入札 (地方職員共済組合) 六

○ 告 示

◎佐賀県告示第三百八十六号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十七年七月八日

佐賀県知事 古川 康

| 種類 | 指定番号 | 題 名 | 製作発行所等 | 雑誌コード等 | 指定理由 |
|----|-------|---|-----------|-------------------------|---|
| 雑誌 | 17-79 | ギガロック 月刊コミックバズ VOL.8 8月号増刊 | ㈱幻冬舎コミックス | 13628-08 ①-2005 8/19 | 著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| " | 17-80 | 特冊新鮮組 No.472 7/15号 | 竹書房 | 24393-7/15 | |
| " | 17-81 | 奥さまの浮気話 8月増刊号 VOL.26 | ㈱ジャイロ | 03708-8 ①-2005 8/20 | |
| " | 17-82 | これッ!本気 H話 バカH 第17号 8月号 | マイウェイ出版㈱ | 17423-8 | |
| " | 17-83 | 別冊 本当にあったHな話 8月号 | ㈱ぶんか社 | 18135-8 | |
| " | 17-84 | オトナの実名では話せない 秘密の告白 8月号 | 雄出版㈱ | 02195-08 | |
| " | 17-85 | 官能小説 8月号 | ㈱東京三世社 | 02525-8 | |
| " | 17-86 | スーパー写真塾 8月号 | ㈱コアマガジン | 15431-08 | |
| " | 17-87 | [月刊] ザ・ベスト MAGAZINE ORIGINAL No.92 8月号 | KKベストセラーズ | 04039-8 | |
| " | 17-88 | 月刊 メルフレ ポンパー NO-051 8月号 | KKベストセラーズ | 08513-08 | |
| " | 17-89 | @BOOING アットブーイング vol.10 スーパーコミック8月号増刊 | 曙出版㈱ | 15544-08 ①-2005/8/21 | |
| " | 17-90 | @BUNTA あつと・ぶんた 8月号 | ㈱コアマガジン | 11537-08 | |

◎佐賀県告示第三百八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成十七年七月八日

佐賀県知事 古川 康

| | | |
|---------|----------------|-----------|
| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
| 堤ケアサービス | 鳥栖市宿町戸口一四〇一番地六 | 平成一七・六・三〇 |

◎佐賀県告示第三百八十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成十七年七月八日

佐賀県知事 古川 康

- 一 廃止年月日 平成十七年四月三十日
- 二 届出者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人謙仁会
所在地 伊万里市二里町八谷搦十三番地五
- 三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号
名称 ケアポート楽寿園 居宅介護事業所
所在地 伊万里市二里町八谷搦二本松一二二四番地
サービスの種類 身体障害者居宅介護事業
事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇三七一一九

◎佐賀県告示第三百八十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項

に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年七月八日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十七年四月二十六日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人謙仁会
所在地 伊万里市二里町八谷搦十三番地五
- 三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号
名称 医療法人謙仁会居宅介護事業所
所在地 伊万里市二里町八谷搦十三番地五
サービスの種類 身体障害者居宅介護事業
事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇一〇六一一二

◎佐賀県告示第三百九十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成十七年七月八日

佐賀県知事 古川 康

| 名称 | 所在地 | 認定期限 | 備考 |
|----------|-------------------|-------------------------|---------|
| 富士大和温泉病院 | 佐賀郡富士町大字梅野一七二二番地一 | 平成一七年七月一日から平成二〇年六月三〇日まで | 外科系、内科系 |

◎佐賀県告示第三百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十七年七月八日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

諸富町

二 都市計画事業の種類及び名称

佐賀都市計画下水道事業 諸富町公共下水道

三 事業施行期間

平成十四年三月十三日から

平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 平成十四年佐賀県告示第百八号の事業地に諸富町大字大堂字

四本谷、字三本谷、字土師及び字土師分、大字山領字山領分三

本松、字山領分三本谷、字山領分四本谷、字福田分五本松、字

福田、字福田分四本松、字福田分五本松、字山領、字小杭分三

本松、字小杭分二本松及び字小杭分田代屋敷、大字徳富字大津、

字四本松、字二本黒木、字西与助堀、字高津堀、字新堀、字上

大津、字下大津、字天神、字五本松、字徳富、字一本黒木及び

字五本黒木、大字諸富津字一本杉、大字為重字上下分一本松、

字為重分五本推、字為重分元寺領、字為重分皮田、字為重分四

本推、上下分屋敷田天神前、字為重分二本杉、字為重分村中、

字為重分屋敷田、字為重分、字為重分松中土居、字為重分松中

土居新堀、字為重分村中土居新堀、字石塚分、字石塚分新堀、

字石塚新堀、字石塚外堀、字石塚分外堀、字石塚分村中、字石

塚分一本杉、字石塚分中堀、字上下分土居外、字石塚分二本松、

字上下、字上下分、字上下分三本松、字上下分四本松、字上下

分屋敷田、字上下分天神丸堀、字為重、字為重分三本杉、字石

塚、字石塚分五本松、字石塚堀、字諸富新堀、字石塚新堀、字

諸富御新地、字為重新堀及び字為重分西寺井茂左右衛門堀並び

に大字寺井津字堀地内を加える。

○ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年7月8日

佐賀県知事 古 川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

三養基郡上峰町大字坊所字下津毛20番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

株式会社しまむら

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、諸富土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年7月8日

佐賀県知事 古 川 康

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 | 就退任年月日 |
|-----|-------|-------------------|--------------|
| 理事 | 古武 伸仁 | 佐賀郡諸富町大字大堂2535番地1 | 平成17年3月31日退任 |
| " | 糸山 俊光 | " " " 467番地 | " |
| " | 山田 俊之 | " " " 1434番地1 | " |
| " | 土師 義昭 | " " " 1226番地 | " |
| " | 小寺金二郎 | " " " 大字徳富1165番地 | " |
| " | 平川 孝久 | " " " 1703番地 | " |
| " | 寺崎 藤雄 | " " " 大字山領292番地 | " |
| " | 古賀 照士 | " " " 631番地 | " |

| | | | | | | |
|----|-------|-------------------|-------------|----------------|-------|---|
| ” | 松尾富士司 | ” | ” | ” | 357番地 | ” |
| ” | 松本 功 | ” | ” | 大字為重191番地 | ” | ” |
| ” | 伊東 豊己 | ” | ” | 大字寺井津458番地 | ” | ” |
| ” | 宮副 直利 | ” | ” | 大字為重1213番地 | ” | ” |
| ” | 土山 峰男 | 佐賀市蓮池町大字蓮池377番地 | ” | ” | ” | ” |
| ” | 坂井 力夫 | 佐賀郡諸富町大字山領639番地1 | ” | ” | ” | ” |
| ” | 江下 正儀 | ” | ” | 大字諸富津104番地第2 | ” | ” |
| 監事 | 吉富 誠 | ” | ” | 大字大堂1940番地 | ” | ” |
| ” | 野口 稔 | ” | ” | 大字為重852番地第1 | ” | ” |
| ” | 野中 國治 | 佐賀市蓮池町大字小松936番地 | ” | ” | ” | ” |
| 理事 | 中島 吉郎 | 佐賀郡諸富町大字大堂2196番地1 | 平成17年4月1日就任 | ” | ” | ” |
| ” | 田中 光夫 | ” | ” | 608番地第1 | ” | ” |
| ” | 小柳 助雄 | ” | ” | 1557番地 | ” | ” |
| ” | 土師 義昭 | ” | ” | 1226番地 | ” | ” |
| ” | 野口 勝義 | ” | ” | 大字徳富1178番地 | ” | ” |
| ” | 徳永 利彦 | ” | ” | 1578番地3 | ” | ” |
| ” | 吉村 實 | ” | ” | 大字山領663番地第1 | ” | ” |
| ” | 高木 哲夫 | ” | ” | 960番地 | ” | ” |
| ” | 久米 常善 | ” | ” | 824番地10 | ” | ” |
| ” | 緒方 善哉 | ” | ” | 大字為重813及び814番地 | ” | ” |
| ” | 小林 寛二 | ” | ” | 1637番地 | ” | ” |
| ” | 宮副 直利 | ” | ” | 1213番地 | ” | ” |
| ” | 土山 峰男 | 佐賀市蓮池町大字蓮池377番地 | ” | ” | ” | ” |
| ” | 坂井 力夫 | 佐賀郡諸富町大字山領639番地1 | ” | ” | ” | ” |
| ” | 江下 正儀 | ” | ” | 大字諸富津104番地第2 | ” | ” |
| 監事 | 野方 琢磨 | ” | ” | 大字大堂2371番地 | ” | ” |
| ” | 寺地 幸則 | ” | ” | 大字山領117番地1 | ” | ” |
| ” | 野中 清孝 | 佐賀市蓮池町大字小松923番地 | ” | ” | ” | ” |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年6月30日七山村宮土地改良事業（ため池等整備 用排水施設整備）林の上地区の施行に同意した。

平成17年7月8日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県有財産の売払いの一般競争入札を次のとおり行います。

平成17年7月8日

佐賀県知事 古 川 康

1 入札に付する物件（土地）の表示

| 地目 | 地積 | 所在地 | 参考価格(万円) |
|----|------|-----------------------|----------|
| 宅地 | 442㎡ | 藤津郡嬉野町大字下宿字籠原丙2320番19 | 2,080 |

※ 上記物件は、隣接する地方職員共済組合所有の土地及び建物と一体として売却する予定ですので、入札は、地方職員共済組合佐賀県支部と合同で行います。

(参考) 地方職員共済組合が所有し、今回、合同で競争入札する物件

| 面積等 | 所在地 | 参考価格(万円) |
|-----|--|----------|
| 宅地 | 藤津郡嬉野町大字下宿字籠原丙2320番20 ” 丙2320番21 ” 丙2320番22 | 8,980 |
| 建物 | 鉄筋コンクリート 造陸屋根4階建 延1,880.45㎡ (付属施設2棟 計58.75㎡含む) | 4,930 |
| 合計 | 藤津郡嬉野町大字下宿字籠原丙2320番20 | 13,910 |

| | |
|---|--|
| <p>※ 建物の参考価格には、消費税及び地方消費税が含まれています。</p> <p>※ 上記物件には、嬉野温泉の配湯権利は含まれておりません。 (詳しくは、地方職員共済組合佐賀県支部福祉年金課(電話0952-25-7012)へお問い合わせください。)</p> <p>2 現地説明会の日時及び場所 日時 平成17年8月3日(水) 説明開始 14時30分 場所 地方職員共済組合嬉野保養所「しらぬひ荘」跡地 (嬉野町大字下宿字籠原丙2320番地20)</p> <p>3 入札参加申込み 入札参加希望者は、平成17年8月19日(金)までに利用計画書(様式は職員課共済担当に用意していますが、任意の様式でも構いません。)を添えて、佐賀県経営支援本部職員課に申込みを行ってください。 なお、利用計画書の内容が下記5の③各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できません。</p> <p>4 入札の日時及び場所 日時 平成17年8月30日(火) 受付開始 10時 受付終了 10時50分 入札開始 11時 場所 若楠会館(佐賀市内一丁目3番13号) (3に定める入札参加申込期限までに入札申込みがない場合は、入札を行いません。)</p> <p>5 売却に当たつての条件等 (1) 入札に付するすべての物件は、一括して同一人に売却する必要があり、佐賀県と地方職員共済組合佐賀県支部(以下「支部」という。)が合同して入札会を行うため、入札書には、すべての物件を一括した見積価格(消費税抜きの価格)を記入すること。 (2) 落札後10年間は、当該物件を第三者に転売しないこと。また、物件を撤</p> | <p>去する場合は、撤去に伴う解体、運搬等の費用は落札者が負担すること。</p> <p>(3) 落札者は、当該物件を利用計画書に基づく公共の福祉に寄与する用途(指定用途)に自ら供することとし、次に掲げる用途のために使用しないこと。</p> <p>ア 旅館業、席貸業、浴場業、遊技所業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業並びにこれに類すると佐賀県及び支部が別に定める営業。ただし、利用計画書において佐賀県及び支部が特に支障がないと認めた営業は除く。</p> <p>イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の関係者が使用する事務所、集会所等関連施設</p> <p>ウ 職員等の研修又は保養施設</p> <p>エ その他公序良俗に反するような用途</p> <p>6 入札の参加資格等 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者は、入札に参加できません。</p> <p>(2) 代理人として参加する者は、委任状を提出してください。</p> <p>7 入札保証金 入札に参加する者は、入札金額に100分の5を乗じて得た金額以上を、次の(1)又は(2)により入札時刻までに納入してください。</p> <p>(1) 現金</p> <p>(2) 銀行振出小切手で、次の条件を満たすもの</p> <p>ア 持参人払いであるもの</p> <p>イ 支払人が佐賀県内に置かれた手形交換所の交換参加金融機関であるもの</p> <p>ウ 支払地が佐賀市の交換取扱地であるもの</p> <p>エ 振出日から5日以内であるもの</p> <p>オ 先日付小切手ではないもの</p> |
|---|--|

(詳細は、12の問い合わせ先に照会してください。)
 なお、入札保証金は、入札終了後に返還します。ただし、落札者については、契約締結時に契約保証金に充当します。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 入札に関し不正な行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 入札保証金を納付しない者及び入札保証金の納入額が不足する者
- (5) 一人で2以上の入札をした者
- (6) 代理人でその資格のないもの及び代理人でその資格について本県の確認を受けていないもの
- (7) 郵送、電信等による入札を行った者
- (8) その他入札に関する条件に違反した者
- 9 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

- (1) 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事情が発生したとき。

10 契約の締結

落札金額を佐賀県と支部との予定価格の比により案分した額で契約することとします。

11 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、印章を持参してください。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合に

において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

- (3) 落札者は、契約締結時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上を現金又は小切手等（7の(1)又は(2)の方法）により納入してください。
 なお、契約締結後、県が発行する納入通知書により、指定期限までに代金を納入してください。代金の納入を確認後、物件を引き渡すこととします。

12 入札案内書の配布場所及び入札に関する問い合わせ先

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県経営支援本部職員課 (電話0952-25-7012)

○ 雑 報

地方職員共済組合嬉野保養所「しらぬひ荘」の売払いの一般競争入札を次のとおり行います。

平成17年7月8日

地方職員共済組合佐賀県支部長 古 川 康

1 入札に付する物件の概要

| 区分 | 面 積 等 | 所 在 | 参考価格(万円) |
|----|--|---|----------|
| 宅地 | 1,911.13㎡ | 藤津郡嬉野町大字下宿字籠原丙2320番20 " " 丙2320番21 " " 丙2320番22 | 8,980 |
| 建物 | 鉄筋コンクリート 造陸屋根4階建 延1,880.45㎡ (付属施設2棟 計58.75㎡含む) | 藤津郡嬉野町大字下宿字籠原丙2320番20 | 4,930 |
| 合計 | | | 13,910 |

| <p>※ 建物の参考価格には、消費税及び地方消費税が含まれています。</p> <p>※ 上記物件は、隣接する佐賀県所有の土地と一体として売却する予定ですので、入札は、佐賀県と合同で行います。</p> <p>※ 上記物件には、嬉野温泉の配湯権利は含まれておりません。</p> <p>(参考) 佐賀県が所有し、今回、合同で競争入札する物件</p> <table border="1" data-bbox="1109 212 1204 1120"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>地積</th> <th>所在地</th> <th>参考価格(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地</td> <td>442㎡</td> <td>藤津郡嬉野町大字下宿字籠原丙2320番19</td> <td>2,080</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 詳しくは、佐賀県経営支援本部職員課(電話0952-25-7012)へお問い合わせください。</p> <p>2 現地説明会の日時及び場所</p> <p>日時 平成17年8月3日(水) 説明開始 14時30分</p> <p>場所 地方職員共済組合嬉野保養所「しらぬひ荘」跡地 (嬉野町大字下宿字籠原丙2320番地20)</p> <p>3 入札参加申込み</p> <p>入札の参加希望者は、平成17年8月19日(金)までに利用計画書(様式は地方職員共済組合佐賀県支部に用意していますが、任意の様式でも構いません。)を添えて、地方職員共済組合佐賀県支部に申込みを行ってください。</p> <p>なお、利用計画書の内容が下記5の(3)各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できません。</p> <p>4 入札の日時及び場所</p> <p>日時 平成17年8月30日(火) 受付開始 10時 受付終了 10時50分 入札開始 11時</p> <p>場所 若楠会館(佐賀市内一丁目3番13号)</p> <p>(3に定める入札参加申込期限までに入札申込みがない場合は、入札を行いません。)</p> | 地目 | 地積 | 所在地 | 参考価格(万円) | 宅地 | 442㎡ | 藤津郡嬉野町大字下宿字籠原丙2320番19 | 2,080 | <p>5 売却に当たつての条件等</p> <p>(1) 入札に付するすべての物件は、一括して同一人に売却する必要があり、地方職員共済組合佐賀県支部(以下「支部」という。)と佐賀県が合同して入札会を行うため、入札書には、すべての物件を一括した見積価格(消費税抜きの価格)を記入すること。</p> <p>(2) 落札後10年間は、当該物件を第三者に転売しないこと。また、物件を撤去する場合は、撤去に伴う解体、運搬等の費用は落札者が負担すること。</p> <p>(3) 落札者は、当該物件を利用計画書に基づく公共の福祉に寄与する用途(指定用途)に自ら供することとし、次に掲げる用途のために使用しないこと。</p> <p>ア 旅館業、席貸業、浴場業、遊技所業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業並びにこれに類すると佐賀県及び支部が別に定める営業。ただし、利用計画書において佐賀県及び支部が特に支障がないと認めた営業は除く。</p> <p>イ 集団的に、又は常習的に暴力的な不法行為を行う恐れがある組織の關係者が使用する事務所、集会所等関連施設</p> <p>ウ 職員等の研修又は保養施設</p> <p>エ その他公序良俗に反するような用途</p> <p>6 入札の参加資格等</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者は、入札に参加できません。</p> <p>(2) 代理人として参加する者は、委任状を提出してください。</p> <p>7 入札保証金</p> <p>入札に参加する者は、入札金額に100分の5を乗じて得た金額以上を次の(1)又は(2)により、入札時刻までに納入してください。</p> <p>(1) 現金</p> <p>(2) 銀行振出小切手で、次の条件を満たすもの</p> |
|---|------|-----------------------|----------|----------|----|------|-----------------------|-------|---|
| 地目 | 地積 | 所在地 | 参考価格(万円) | | | | | | |
| 宅地 | 442㎡ | 藤津郡嬉野町大字下宿字籠原丙2320番19 | 2,080 | | | | | | |

| | |
|---|--|
| <p>ア 持参人払いであるもの</p> <p>イ 支払人が佐賀県内に置かれた手形交換所の交換参加金融機関であるもの</p> <p>ウ 支払地が佐賀市の交換取扱地であるもの</p> <p>エ 振出日から5日以内であるもの</p> <p>オ 先日付小切手ではないもの</p> <p>(詳細は、12の問い合わせ先に照会してください。)</p> <p>なお、入札保証金は、入札終了後に返還します。ただし、落札者については、契約締結時の契約保証金に充当します。</p> <p>8 入札の無効</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。</p> <p>(1) 入札に参加する資格のない者</p> <p>(2) 入札に関し不正な行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>(4) 入札保証金を納付しない者及び入札保証金の納入額が不足する者</p> <p>(5) 一人で2以上の入札をした者</p> <p>(6) 代理人でその資格のないもの及び代理人でその資格について本県の確認を受けていないもの</p> <p>(7) 郵送、電信等による入札を行った者</p> <p>(8) その他入札に関する条件に違反した者</p> <p>9 入札の中止</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。</p> <p>(1) 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき。</p> <p>(2) 天災地変その他やむを得ない事情が発生したとき。</p> <p>10 契約の締結</p> | <p>落札金額を支部と佐賀県との予定価格の比により案分した額で契約することとします。</p> <p>なお、契約金額は、土地と建物に区分し、それぞれの額の算出方法は、予定価格調書に記載する内訳額の比により案分して算出します。また、建物は、消費税及び地方消費税を含んだ額で契約することとします。</p> <p>11 その他必要事項等</p> <p>(1) 入札参加者は、印章を持参してください。</p> <p>(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。</p> <p>(3) 落札者は、契約締結時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上を現金又は小切手（7の(1)又は(2)の方法）により納入してください。</p> <p>なお、契約締結後、支部が別途指定する口座へ、指定期限までに代金を振り込んでください。代金の振り込みを確認後、物件を引き渡すこととします。</p> <p>(4) 物件は、現状引渡しとしますが、嬉野温泉の配湯契約については、落札者が嬉野温泉観光株式会社と契約を締結する必要があります。</p> <p>12 入札案内書の配布場所及び入札に関する問い合わせ先</p> <p>郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県経営支援本部職員課内 地方職員共済組合佐賀県支部（電話0952-25-7012）</p> |
|---|--|

